

- 収入の大幅な減少などにより、市税や保険料の支払いが困難な方は、減免や支払いの猶予を受けられる場合があります。
- ご来場の際は、感染対策を徹底のうえお越しください。

無料で昭和37年～53年度生まれの男性に風しん予防接種

抗体検査を行い抗体がない場合、予防接種を行います。

対象

- ▷市に住民登録がある昭和37年4月2日～54年4月1日生まれ
- ▷本制度を利用していない方(クーポン券を6月下旬頃送付予定)
- ※昨年度のクーポン券は使用できません

※市内実施医療機関ではクーポン券不要で受診できます

詳しくは、市HP(QRコード)参照



問 感染症対策課
(☎222-9933 FAX222-9876)

指定難病・小児慢性特定疾病患者や家族の方へ

健康福祉プラザ(堺区旭ヶ丘中町4丁3-1)などで4～6月に実施

▷就労相談 ▷電話医療相談

▷学習交流会(※一部WEBでも開催)

▷広場サロン・交流会

要申込 詳しくは市HP(QRコード)参照



問 難病患者支援センター
(☎275-5056 FAX275-5038)

高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種

場所 市内の契約医療機関 料 自己負担金4,000円(1人1回限り)



対象 接種日現在、市に住民登録があり、次のいずれかに該当する方

▶定期予防接種対象者

- ▷令和4年度中に65・70・75・80・85・90・95・100歳になる方
- ▷60～64歳で心臓、腎臓、呼吸器の機能が免疫機能に身体障害手帳1級程度の障害がある方

▶市独自の助成対象者

▷65歳以上の定期接種対象者以外の方

▶自己負担金の免除

対象

- ▷市民税非課税世帯
- ▷生活保護世帯
- ▷中国残留邦人等支援給付世帯

申込 いずれも接種する契約医療機関で上記の要件を証明できるものを提示。証明できるものがない方は、問へ事前申請すれば、無料受診券を発行します。

問 感染症対策課
(☎222-9933 FAX222-9876)か保健センター(☎FAX区版1ページ)

食の安全を学びませんか出張講習会

対象 市内在住・在勤・在学の10人以上のグループ

市HPでも食中毒の予防方法などを紹介しています。

問 食品衛生課
(☎222-9925 FAX222-1406)

福祉

地域福祉活動を支援しませんか社協賛助会員を募集

会費

- ▷住民賛助会員＝1口年額500円
- ▷特別賛助会員＝1口年額3,000円(個人)、1万円(団体)

問 堺市社会福祉協議会
(☎232-5420 FAX221-7409)か同協議会区事務所
(☎FAX区版1ページ)

障害者文化芸術講座



講座 ▷手芸

▷フラワーアレンジメント

日時 5月～来年3月の水曜日(全16回) 13時30分～15時30分

場所 堺老人福祉センター(堺区協和町3丁128-4)

対象 障害のある方

要申込 4月4～26日に堺中央共生会へ

問 堺中央共生会
(☎245-3711 FAX245-3322)か障害支援課
(☎228-7411 FAX228-8918)

重度障害などのある方へ就労の機会を拡大する支援を実施

内容 喀痰(かくたん)吸引や体位の変換、トイレ介助、移動の介護など

対象 次の要件を全て満たす方

- ▷障害福祉サービスの重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの支給決定を受けている
 - ▷企業で雇われているか自営業
 - ▷通勤や職場での介助が必要
 - ▷1週間の所定労働が10時間以上
- 要件など詳しくは、市HP(QRコード)参照



問 障害福祉サービス課
(☎228-7510 FAX228-8918)か区役所地域福祉課、保健センター
(☎FAX区版1ページ)

保険・年金

4月から国民年金保険料が変わります

保険料 月額1万6,590円(昨年度1万6,610円)

納付書 日本年金機構から送付(一部免除の場合は、4～6月分)
※全額免除、納付猶予、学生納付特例の場合は送付されません

問 堺東年金事務所
(☎238-5101)か区役所保険年金課
(☎FAX区版1ページ)

国民健康保険 届出は14日以内に

次のときは、必ず14日以内に国民健康保険の届出をしてください。

- ▷市内に転入した
 - ▷市外へ転出する
 - ▷勤務先の健康保険に加入・脱退した(被扶養者を含む)
 - ▷子どもが生まれた
 - ▷生活保護を受けるようになった・受けなくなった
 - ▷被保険者が死亡した
- ※75歳になり後期高齢者医療制度に移行したときの届出は不要

▶国保加入の届出が遅れた場合

- ▷遅れた期間の保険料は、さかのぼって納めていただきます
 - ▷遅れた期間の医療費は、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、全額自己負担となります
- ▶資格がなくなった後に国保の被保険者証で受診した場合
- ▷国保が一旦負担した医療費を返還していただきます

問 区役所保険年金課
(☎FAX区版1ページ)

後期高齢者医療制度の保険料



■保険料率が変わります

- ▷均等割額 5万4,461円(改正前5万4,111円)
- ▷所得割率 11.12%(改正前10.52%)
- ▷限度額 66万円(改正前64万円)

■令和4年度の保険料額

7月に被保険者全員に通知。4月から新たに特別徴収の対象となる方は4月上旬に仮徴収開始を通知

問 保険料軽減措置、保険料額は大阪府後期高齢者医療広域連合資格管理課(☎06-4790-2028 FAX06-4790-2030)
納付方法は区役所保険年金課(☎FAX区版1ページ)

介護保険料の減免は申請が必要です

次のような場合、介護保険料が減免される場合があります。原則、申請した月からの減免となるため、早めにご相談ください。

- ▷災害により住宅などに著しい損害を受けた
- ▷生計中心者の所得が前年の2分の1以下で市民税非課税と見込まれる
- ▷市民税非課税世帯で、世帯の年間収入(医療費などを控除した額)が1人世帯150万円(世帯人員が1人増すごとに48万円を加算した額)以下で、預貯金や土地・家屋の資産が一定の要件を満たす場合(7月中旬に通知する保険料の段階が第1段階の方を除く)
- ▷刑務所などに拘禁された

問 区役所地域福祉課
(☎FAX区版1ページ)

福祉医療費を助成

対象 市に住民登録があり、健康保険に加入している方

要申請 次の要件に該当し、医療証の交付を受けていない方は問へ

▶重度障害者医療※所得制限あり

- 次のいずれかに該当する方
- ▷身体障害者手帳1・2級
- ▷療育手帳A
- ▷療育手帳B1と身体障害者手帳
- ▷精神障害者保健福祉手帳1級
- ▷特定医療費(指定難病)受給者証か特定疾患医療受給者証と障害年金1級第9号か特別児童扶養手当1級第9号に該当

▶ひとり親家庭医療※所得制限あり

ひとり親家庭の18歳に達した日以後の最初の3月31日までの子どもと、その子ども(里親を除く)を監護する父か母、養育者

▶子ども医療

18歳に達した日以後の最初の3月31日までの子ども

※進学で転出する子どもは、保護者の住民登録が市にあるなどの条件を満たす場合、助成対象となります。

問 区役所保険年金課
(☎FAX区版1ページ)

介護保険料(暫定分)納入通知書を廃止

対象 特別徴収(年金払い)が継続となる方

4月中旬、65歳以上の方に納入通知書を送付しますが、今年度から4・6・8月で仮徴収する保険料額が前年度の2月の特別徴収の額と同額の方には納入通知書を送付しません。

問 区役所地域福祉課
(☎FAX区版1ページ)

税金

固定資産の評価額を確認できます



■固定資産の縦覧

対象 市内の土地、家屋の固定資産税の納税者の方

所有する資産と同一区内の他の土地、家屋について縦覧できます。評価額に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会へ審査の申出ができます。

詳しくは市HP(QRコード)参照



■固定資産課税台帳の閲覧や証明書の請求

詳しくは市HP(QRコード)参照



問 固定資産税課
(☎FAX区版1ページ)